

第三編 許可後の注意事項について

1 標識の掲示 -法第 40 条-

建設業者は、その店舗及び現場ごとに公衆の見やすい所に次の標識を必ず掲示しなければなりません。

(1) 店舗に掲げる標識

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
一般建設業又は 特定建設業の別	許可を受けた 建設業	許可番号	許可年月日
		国土交通大臣 知事許可()第 号	
		国土交通大臣 知事許可()第 号	
この店舗で営業 している建設業			

← 40 cm 以上 →

↑ 35 cm 以上 ↓

(2) 建設工事の現場に掲げる標識 (元請業者のみ)

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
主任技術者の氏名	専任の有無		
資格名	資格者証交付番号		
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業			
許可番号	国土交通大臣 知事許可()第 号		
許可年月日			

← 35 cm 以上 →

↑ 25 cm 以上 ↓

< 記載要領 >

- 1 「主任技術者の氏名」の欄は、法第 26 条第 2 項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 2 「専任の有無」の欄は、法第 26 条第 3 項の規定に該当する場合には、「専任」と記載すること。
- 3 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第 7 条第 2 号ハ又は法第 15 条第 2 号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 4 「資格者証交付番号」の欄は、法第 26 条第 4 項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 5 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 6 「国土交通大臣、知事」については、不要なものを消すこと。

2 変更届の提出 ー法第 11 条ー

○変更届の提出義務

許可を受けた後、下表の変更事項に該当する場合は、同表に従って必要な書類を添付した変更届出書を速やかに管轄の各土木事務所に提出してください。

下表の提出しなければならない書類を提出しない、若しくは届出をすべき場合において届出をしない、又は虚偽の記載をしたときは、罰則の適用（法第 50 条第 1 項第 2 号及び第 3 号）があるほか、当該建設業者に対し監督処分（法第 28 条第 1 項）を行うことがあります。

○重複について

既に許可を受けている他の建設業許可業者の常勤役員等、専任技術者、建設業法施行令第 3 条に規定する使用人や、他社で常勤勤務をしている者は、自社の経營業務の管理責任者、専任技術者、建設業法施行令第 3 条に規定する使用人として登録することはできません。

No.	変更事項	変更届出書等又は添付書類（◎は確認資料）	頁	届出期間
1	商号又は名称	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	116	変更後 30日以内
		② 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	—	
2	営業所の名称・所在地	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）（第二面）〕 （主たる営業所に関する変更のみの場合は（第二面）の提出は不要です。）	116—117	
		③ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	—	
		◎ 営業所所在地の確認資料	33	
3	営業所の新設	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）（第二面）〕	116—117	
		② No.12（建設業法施行令第 3 条に規定する使用人）の添付書類（②～⑥）	—	
		◎ 営業所所在地の確認資料	33	
		※ No.15（専任技術者／変更・追加）の届出も併せて行ってください。		
4	営業所の廃止	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）（第二面）〕	116—117	
		② 建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の一覧表（様式第十一号）	80	
		※ No.15（専任技術者／削除）の届出も併せて行ってください。		
5	営業所の業種追加	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）（第二面）〕	116—117	
		※ No.15（専任技術者／変更・追加）の届出も併せて行ってください。		
6	営業所の業種廃止	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）（第二面）〕	116—117	
		※ No.15（専任技術者／変更・追加または削除）の届出も併せて行ってください。		
7	資本金額	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	116	
		② 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	—	
		③ 株主（出資者）調書〔様式第十四号〕（※変更がない場合は不要です。）	85	
8	氏名（改姓・改名） ＜法人の役員・支配人・個人事業主＞	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	116	
		② 個人事業主の場合は、戸籍抄本等公的機関が発行する改姓改名が確認できる書類。法人の役員・支配人の場合は、登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）。		

No.	変更事項		変更届出書等又は添付書類 (◎は確認資料)	頁	届出期間
9	役員等	新任	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	116	変更後 30日以内
			② 役員等の一覧表〔別紙1〕	34	
			③ 誓約書〔様式第六号〕	53	
			④ 許可申請者の住所、生年月日等に関する調書〔様式第十二号〕	81	
			⑤ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	—	
			⑥ 登記されていないことの証明書	82	
			⑦ 身元（身分）証明書	83	
			⑧ 株主（出資者）調書〔様式第14号〕 ※株主の変更がある場合のみ提出	85	
			※「100分の5以上の株主」及び「100分の5以上の出資者」の変更の場合は、①～④、⑧の提出が必要です。		
	退任	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	116		
		② 役員等の一覧表〔別紙一〕	34		
		③ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	—		
	代表者	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	116		
		② 役員等の一覧表〔別紙一〕	34		
		③ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	—		
10	支配人	新任	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	116	
			② 誓約書〔様式第六号〕	53	
			③ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表〔様式第十一号〕	80	
			④ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書〔様式第十三号〕	84	
			⑤ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	—	
			⑥ 登記されていないことの証明書	82	
			⑦ 身元（身分）証明書	83	
	退任	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	116		
		② 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	—		
11	欠格要件に該当したとき		届出書〔様式第二十二号の三〕	122	
12	建設業法施行令第3条に規定する使用人		① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	116	変更後 2週間 以内
			② 誓約書〔様式第六号〕	53	
			③ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表〔様式第十一号〕	80	
			④ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書〔様式第十三号〕	84	
			⑤ 登記されていないことの証明書	82	
			⑥ 身元（身分）証明書	83	
13	経營業務の管理体制（規則第7条1号イ該当の場合）	変更	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	116	
			② 常勤役員等証明書〔様式第七号〕	54	
			③ 常勤役員等の略歴書〔様式第七号別紙〕	55	
			④ 役員等の一覧表〔別紙1〕	34	

No.	変更事項		変更届出書等又は添付書類 (◎は確認資料)	頁	届出期間
13	経營業務の管理体制 (規則第7条1号イ該当の場合)	変更	◎ 経營業務の管理体制の確認資料(新規・追加部分) (注) 常勤役員等(経營業務の管理責任者)が改姓改名した場合は、上記確認資料に代えて、戸籍抄本など公的機関が発行する改姓改名が確認できる書類を提出してください。	56	
		削除	届出書〔様式第二十二号の三〕	122	
14	経營業務の管理体制 (規則第7条1号ロ該当の場合)	変更	① 変更届出書〔様式第二十二号の二(第一面)〕	116	
			② 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書〔様式第七号の二〕	58	
			③ 常勤役員等の略歴書〔様式第七号の二別紙一〕 ※常勤役員等を変更する場合のみ提出	62	
			④ 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書〔様式第七号の二別紙二〕 ※変更する者についてのみ提出	63	
			⑤ 役員等の一覧表〔別紙1〕 ※常勤役員等を変更する場合のみ提出	34	
			◎ 経營業務の管理体制の確認資料(新規・追加部分) (注) 常勤役員等又は常勤役員等を直接に補佐する者が改姓改名した場合は、上記確認資料に代えて、戸籍抄本など公的機関が発行する改姓改名が確認できる書類を提出してください。	64	
		削除	届出書〔様式第二十二号の三〕	122	
15	専任技術者	変更・追加	① 変更届出書〔様式第二十二号の二(第一面)〕	116	変更後 2週間 以内
			② 専任技術者証明書(新規・変更)〔様式第八号〕	68	
			③ 専任技術者一覧表〔別紙4〕	38	
			④ 技術者の要件を証する書面 (1) 一般建設業の場合(次のいずれか) ア 卒業証明書又は技術検定合格証明書と実務経験証明書〔様式第九号〕 イ 実務経験証明書〔様式第九号〕 ウ 一般建設業に係る資格証明書の写し (2) 特定建設業の場合(次のいずれか) ア 上記(1)ア、イ、ウのいずれかと指導監督の実務経験証明書〔様式第十号〕 イ 特定建設業に係る資格証明書の写し		
			◎ 専任技術者の確認資料(新規・追加部分) (注1) 専任技術者が改姓改名した場合は、上記①の「専任技術者の追加」として、戸籍抄本など公的機関が発行する改姓改名が確認できる書類を添えて提出してください。同時に、上記①の「専任技術者の交替に伴う削除」として旧姓名の削除に係る書類も提出してください。 (注2) 担当業種又は有資格区分のみを変更する場合は、常勤性を証明する資料の提出は不要です。	69	

No.	変更事項	変更届出書等又は添付書類 (◎は確認資料)	頁	届出期間	
15	専任技術者	削除	<交替に伴う削除の場合>		変更後 2週間 以内
			① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	116	
			② 専任技術者証明書(新規・変更)〔様式第八号〕	68	
			③ 専任技術者一覧表〔別紙4〕	38	
			<営業所の廃止等に伴う削除の場合> ※No.4の届出も併せて提出してください。		
			① 届出書〔様式第二十二号の三〕	122	
		② 専任技術者一覧表〔別紙4〕	38		
16	決算報告	① 変更届出書〔決算変更届表紙〕	124	事業年度 終了後 4か月 以内	
		② 工事経歴書〔様式第二号〕	40-49		
		③ 直前3年の各事業年度における工事施工金額〔様式第三号〕	50-51		
		④ 財務諸表<法人の場合>	86		
		・貸借対照表〔様式第十五号〕	87-91		
		・損益計算書・完成工事原価報告書〔様式第十六号〕	92-95		
		・株主資本等変動計算書〔様式第十七号〕	96		
		・注記表〔様式第十七号の二〕	97-102		
		・附属明細表〔様式第十七号の三〕（※資本金が1億円を超え、又は貸借対照表の負債合計が200億円以上の株式会社のみ添付する。）			
		財務諸表<個人の場合>	86		
		・貸借対照表〔様式第十八号〕	103-104		
		・損益計算書〔様式第十九号〕	105-106		
		⑤ 事業報告書（特例有限会社を除く株式会社の場合）	—		
		⑥ 納税証明書 <知事許可の場合>個人または法人事業税 <大臣許可・法人の場合>法人税 <大臣許可・個人の場合>所得税 （※納付額、納付済額が記載されているもの）	—		
<変更のあった場合のみ添付するもの>					
⑦ 健康保険等の加入状況〔様式第七号の三〕	66				
⑧ 使用人数〔様式第四号〕	52				
⑨ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表〔様式第十一号〕	80				
⑩ 定款（定款の変更部分が確認できる議事録の写でも可）	—				
17	健康保険等の加入状況	① 健康保険等の加入状況〔様式第七号の三〕	66	加入指導時 に定められ た提出期限 又は変更後 1ヶ月以内	
		② 健康保険等の加入状況の確認資料	66		

(注1) 決算報告は毎年必ず提出してください。

(注2) 登記事項証明書は、それぞれの変更内容が確認できるもの（履歴事項全部証明書・閉鎖事項全部証明書等）を提出してください。

提出部数

宮城県知事許可

正 本	+	写 し
1 部 P.111-114 の一覧表に記載し た必要書類を綴ったもの		2 部（正本のコピーで可） 土木事務所提出分 1 部 本社控分 1 部

※行政書士が書類の作成を行った場合は、行政書士の職印が必要です。
詳しくは、P157 を御確認ください。

受付時間

午前9時00分から午前11時30分まで

午後1時00分から午後4時30分まで

(ただし、仙台土木事務所へは午後4時00分までお越しく下さい)